



県章

# 滋賀県公報

令和元年（2019年）  
9月20日  
第40号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 告 示	
※滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定の一部改正（税政課）	1
国民健康保険法による規約の変更認可（医療保険課）	1
土地収用法に基づく事業の認定（監理課）	1
道路区域の変更（道路課）	3
道路の供用開始（道路課）	3
○ 公 告	
公共測量実施公告（監理課）	3
一般競争入札の公告（防災危機管理局）	4
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税証無効公告（西部）	6
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告（西部）	6
○ 病 院 事 業 庁 公 告	
一般競争入札の公告	6

## 告 示

### 滋賀県告示第167号

昭和40年滋賀県告示第359号（滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年9月20日

滋賀県知事 三日月 大造

表中 「

古川明	甲賀市信楽町 牧707
-----	----------------

」 を 「

杉岡健次	甲賀市信楽町 黄瀬1321
------	------------------

」 に改める。

#### 付 則

この告示は、令和元年9月20日から施行する。

### 滋賀県告示第168号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり滋賀県医師国民健康保険組合の規約の変更を令和元年9月6日に認可した。

令和元年9月20日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 変更事項

組合の地区に次の地区を追加する。

大阪府堺市

### 滋賀県告示第169号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

令和元年9月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 起業者の名称 長浜市
- 2 事業の種類 田村駅東駐車場整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 長浜市田村町字源十郎地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由 申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
  - (1) 法第20条第1号（収用適格事業）の要件への適合性について 申請に係る田村駅東駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、長浜市が長浜市営駐車場条例（平成18年長浜市条例第80号）に規定された路外駐車場を整備するものであり、法第3条第1号の駐車場法（昭和32年法律第106号）による路外駐車場に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 法第20条第2号（起業者の意思と能力）の要件への適合性について 本件事業の起業者である長浜市は、本件事業の実施について、平成30年5月に「田村駅周辺整備基本計画」を策定している。そして、平成31年長浜市議会第1回定例会で予算に係る議決を得て、必要な財源措置を講じている。

したがって、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

以上のことから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
  - (3) 法第20条第3号（適正かつ合理的な土地利用）の要件への適合性について
    - ア 得られる公共の利益 田村駅東駐車場は、西日本旅客鉄道北陸本線田村駅（以下「田村駅」という。）を利用する通勤・通学者等に必要不可欠な施設であるが、平成29年頃から定期利用にキャンセル待ちが発生しており、平成30年8月現在のキャンセル待ちは31台と駐車場不足が問題となっている。また、田村駅周辺を中心とする市南部地域における計画的な市街化により、魅力あるまちづくりを進めるとともに、若者や子育て世代の市内への定住化を図るため、平成28年10月に策定された「田村駅周辺整備基本構想」に基づき、令和3年度から田村駅自由通路整備および駅前広場（東口）の再整備が予定されているが、それに伴い既存駐車場の駐車台数が166台から108台となるため、今後更なる駐車場不足が見込まれる。

本件事業の施行により、こうした駐車場不足を解消できることに加え、田村駅の新たな定期利用促進を図ることができる。また、田村駅利用者の利便性の向上および安全・安心な交通環境の実現による周辺住民の安全性を確保することができる。

したがって、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。
    - イ 失われる利益 本件起業地は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）の対象事業には該当しないため、詳細な調査は実施されていないが、現地視認によると、環境省および滋賀県の選定するレッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）に登載された生物や貴重種は見受けられない。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の遺跡外であるが、長浜市市民協働部歴史遺産課と協議を行い、事業地の編入に了解を得ており、工事施工中に埋蔵文化財等を発見した場合は、速やかに届け出ることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。
    - ウ 事業計画の合理性 本件事業の計画に当たっては、3か所の候補地を選定し、駅との位置関係、交通事情、周辺環境、地形、排水状況、支障物件の状況、施設完成後の利用見込、経済性の視点などから総合的に比較検討した結果、最も適切であると認められる起業地が選定されたものであり、申請案が最も合理的であると判断される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。
  - (4) 法第20条第4号（公益上の必要性）の要件への適合性について
    - ア 事業を早期に施行する必要性 田村駅東駐車場は、(3)アで述べたとおり、定期利用にキャンセル待ちが発生していることや、田村駅自由通路整備および駅前広場（東口）の再整備によって縮小する既存駐車場の代替機能の確保が必要となるなど、駐車場不足が深刻であるため、駐車場整備の早期実施が求められている。

したがって、本件事業を早期に実施する必要性は高いと認められる。
    - イ 起業地の範囲および収用または使用の別の合理性 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全面的かつ恒久的な土地利用に供されるものであり、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、または使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論 以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 長浜市都市建設部都市計画課

**滋賀県告示第170号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和元年9月20日から令和元年10月4日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				備考
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	
県道	高島大津線	高島市安曇川町西万木字頭無226番9地先から	変更後	最小 12.6m く 最大 29.2m	27.7m	市道整備に係る交差点改良工事に伴う道路区域の変更
		高島市安曇川町西万木字神楽田254番4地先まで	変更前	最小 12.6m く 最大 31.6m		

**滋賀県告示第171号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月20日から令和元年10月4日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
高島大津線	高島市安曇川町西万木字頭無226番9地先から 高島市安曇川町西万木字神楽田254番4地先まで	令和1.9.20	L=27.7m

公 告

**公共測量実施公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、野洲市長 山仲 善彰から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和元年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業の地域 野洲市全域
- 3 作業の期間 令和元年9月4日から令和2年3月31日まで

**公共測量実施公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、彦根市長 大久保 貴から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和元年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業の地域 彦根市柳川町、南三ツ谷町、新海町
- 3 作業の期間 令和元年9月5日から令和2年3月27日まで

#### 公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、高島市長 福井 正明から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和元年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業の地域 高島市内全域
- 3 作業の期間 令和元年9月6日から令和2年1月31日まで

#### 一般競争入札の公告

令和元年度における大気モニタの購入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

令和元年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品名および数量 大気モニタ 一式
  - (2) 購入物品の特質等 調達仕様書による。
  - (3) 納入期限 令和2年3月27日（金）
  - (4) 納入場所 調達仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
  - (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
  - (4) 入札参加者に必要な資格等（平成31年滋賀県告示第46号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のいずれかの営業種目で登録されている者であること。

##### 営業種目

ア 大分類：物品 中分類：理化学機器・分析機器・計測機器

イ 大分類：物品 中分類：電子計算機・周辺機器

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがあるので注意すること。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 資格を有するかどうかの審査を受けるための書類の提出は不要である。
- 4 同等品での入札の場合は次の(1)および(2)に示すとおり規格等を確認できる資料を事前に提出し確認を受けた上、入札時に同等品である旨を明示すること。明示がない場合は基準品によるものとみなす。未確認または同等品と認められない物品による入札は無効とする。
  - (1) 同等品等申請書の提出期限 令和元年10月18日（金）17時
  - (2) 提出場所 5(1)に示す場所
- 5 入札執行の日時、場所等
  - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、同等品等申請書類等の提出場所および問合せ先 滋賀県知事公室防災危機管理局 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3445 電

子メールアドレス as0006@pref.shiga.lg.jp

- (2) 契約条項を示す期間 令和元年9月20日(金)から令和元年10月31日(木)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時から17時まで
  - (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も希望に応じて行う。電子メールによる交付を希望する場合、(1)に示す電子メールアドレス宛てに、メール表題を「大気モニタ購入契約入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびに交付先のメールアドレス（以下「交付先アドレス」という。）を記載した電子メール（以下「請求メール」という。）を送信すること。本県において請求メールを受信した後、交付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は行わない。
  - (4) 入札説明会の日時および場所 入札説明会は行わない。
  - (5) 入札書の提出方法
    - ア 持参による場合 入札書を(6)アの入札締切期限までに(1)に示す場所に持参すること。
    - イ 郵送による場合 入札書を(6)イの入札締切期限までに(1)に示す場所に必着させること（書留郵便に限る。）。
  - (6) 入札締切期限
    - ア 持参による場合 令和元年10月31日(木)17時
    - イ 郵送による場合 令和元年10月31日(木)17時
  - (7) 開札の日時および場所 令和元年10月31日(木)17時5分 滋賀県知事公室防災危機管理局（大津市京町四丁目1番1号）
- 6 入札方法等
- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則（平成7年滋賀県規則第92号）の規定によるものとする。
  - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 8 契約書の作成の要否 要
- 9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
  - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 10 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 11 支払条件
- (1) 前金払 行わない。
  - (2) 部分払 行わない。
- 12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 13 その他必要事項
- (1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、封印した入札書を5(6)に示す期限までに提出しなければならない。
  - (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
  - (3) 開札の結果、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。
  - (4) (3)において別に定める日時に再度の入札を行う場合に参加できる者は、当初の入札に参加した入札参加者またはその代理人に限るものとする。
  - (5) 無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
  - (6) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
  - (7) 落札者は、落札決定の日以後7日以内（契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで）に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(8) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

#### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Radioactive dust monitor 1 set
- (2) Deadline for tender : 17 : 00 October 31 2019
- (3) For further information, contact : Shiga Prefecture Disaster and Crisis Management Bureau, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-3445

### 県 税 事 務 所 公 告

#### 軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和元年9月20日

滋賀県西部県税事務所長 今 井 幸 雄

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名（名称）	亡失年月日
20 リットル券	農業	10661078	1	平成31. 4. 15 } 平成32. 3. 31	大津市平野1丁目17-27 レーク大津農業協同組合上田上支店平野給油所	令和1. 9. 3
100 リットル券	農業	10661079 } 10661080	2	平成31. 4. 15 } 平成32. 3. 31	大津市平野1丁目17-27 レーク大津農業協同組合上田上支店平野給油所	令和1. 9. 3

#### 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和元年9月20日

滋賀県西部県税事務所長 今 井 幸 雄

業 種	記号・番号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名（名称）	亡失年月日
農 業	滋 賀 県 第9017477号	平成33. 3. 31	大津市南比良547 中村まさ子	令和1. 9. 9

### 病 院 事 業 庁 公 告

#### 一般競争入札の公告

滋賀県立総合病院における病理検査システムの購入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

令和元年9月20日

滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 病理検査システム 一式
- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和2年3月25日（水）
- (4) 納入場所 滋賀県立総合病院 守山市守山五丁目4番30号

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等（平成31年滋賀県告示第46号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

営業種目 大分類：物品 中分類：医療用機器・医療用品

新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) この公告に示した物品またはこれと同等のものを納入することができる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書および仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類。なお、仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類は次のとおりとする。

ア 全体構成図および特徴を示す文書および図面

イ 各装置の性能、機能の詳細を説明する文書、カタログ等

ウ 技術的要件に対する対応状況を示す文書（各項目に対して説明し、それを証明するために必要な資料を添付すること。）

エ 保守体制に係る説明書

- (2) 提出期限 令和元年10月11日（金）17時まで

- (3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システム（入札参加資格確認申請書の提出に限る。）または滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031

- (4) 提出方法

ア 電子申請による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し(2)に示す提出期限までに入札参加資格確認申請をすること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムによる入札参加資格確認申請はファイルを添付することができないので、電子で入札参加資格確認申請を行う場合は、別途、提出期限までに必要とする書類をイまたはウにより提出すること。

イ 持参による場合 必要とする書類を(2)に示す提出期限までに(3)に示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 必要とする書類を(2)に示す提出期限までに(3)に示す場所に必着させること（書留郵便に限る。）。また、この場合の送料は、自己負担とする。

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム

イ 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031

- (2) 契約条項を示す期間

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム 令和元年9月20日（金）から令和元年10月30日（水）まで

イ 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 令和元年9月20日（金）から令和元年10月30日（水）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時から17時まで

- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所または郵送により交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。

- (5) 入札書の提出期間 令和元年10月25日（金）から令和元年10月30日（水）まで（土曜日および日曜日を除く。）の9時から17時まで

- (6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し(5)に示す入札書の提出期間内に入札すること。ただし、3(3)の入札参加資格確認申請書の提出にあたり滋賀県物品・役務調達システムを使用せず、紙

のみで行った場合は、滋賀県物品・役務電子調達システムの制約上、電子入札ができないため、イまたはウにより提出すること。

イ 持参による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)に示す場所に必着させること（書留郵便に限る。）。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和元年10月31日(木)10時 滋賀県物品・役務調達システム

#### 5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県病院事業会計規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号）および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号）の規定によるものとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると滋賀県病院事業庁が認めた者であって、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、失格となつた者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(4) 落札者は、落札決定の日以後7日以内（契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで）に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

#### 13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : pathology support system, 1 set

(2) Deadline for tender : 17 : 00, October 30, 2019

(3) For further information, contact : General Affairs Division, Shiga General Hospital, 5 - 4 - 30 Moriyama, Moriyama-shi, Shiga 524 - 8524 Japan TEL 077 - 582 - 5031